

平成21年度
行政監査の結果に関する報告

長野県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

平成22年3月23日

長野県監査委員	高見澤 賢 司
同	東 方 久 男
同	柿 沼 美 幸
同	村 石 正 郎

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象機関	1
4	監査の方法	1
5	監査の時期	2
第2	毒物劇物の保管等の状況	3
1	毒物劇物を保管等している機関の状況	3
2	毒物劇物の管理体制	6
3	毒物劇物の購入の状況	9
4	毒物劇物の施設外への運搬状況	11
5	毒物劇物の廃棄処理の状況	11
6	学校薬剤師の活用の状況	11
7	保健所の立入検査の状況	12
8	毒物劇物等の適正な管理に係る関係機関の指導状況	12
第3	実地調査結果	14
1	調査項目	14
2	調査結果	14
3	調査対象機関	17
第4	総括意見	18
参考1	昭和52年3月26日付け厚生省薬務局長通知 「毒物及び劇物の保管管理について」	20
参考2	毒物及び劇物取締法について	21

平成 21 年度行政監査の結果に関する報告

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

「県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について」

2 監査の目的

毒物又は劇物（以下「毒物劇物」という。）を取り扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）において「業務上取扱者」とされています。業務上取扱者としての知事への届出は不要ですが、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏洩等を防止するのに必要な措置を行うことや、容器や貯蔵場所等への表示等を行うことなど、各種の義務が課され、毒物劇物を適正に保管管理するよう求められています。

平成20年度定期監査報告において、毒物劇物の適正な管理について監査委員の意見としましたが、平成21年度定期監査における監査委員の管理状況調査においても不適切な事例が一部に見受けられました。

毒物劇物は、その取扱いによっては、保健衛生上大きな危害を及ぼすおそれがあり、事故等の際には対応に多大の経費を要することが予測されることから、保管状況及び管理体制の状況を検証し、一層の適正な管理に資することを目的に本監査を実施しました。

3 監査対象機関

全ての機関（知事部局、会計局、教育委員会事務局、警察本部及び企業局の本庁及び現地機関、並びに議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局）

（注）機関数については、毒物劇物を支所（支場）や部門ごとに保管・取扱い（以下「保管等」という。）をしている機関については、それぞれ1機関として計上しています。

4 監査の方法

監査は、次により実施しました。

(1) 書面監査

監査対象機関から毒物劇物の保管等の状況について、監査調書の提出を求めて実施しました。

監査調書の内容は次のとおりです。

- ア 取扱いの有無
- イ 管理体制
- ウ 事故の際の措置
- エ 購入状況
- オ 施設外への運搬状況
- カ 使用後の廃棄処理状況
- キ 使用していない毒物劇物の状況
- ク 保管等している毒物劇物の品目
- ケ その他

また、毒物劇物を取り扱う現地機関を所管する部局の主管課に対し、各部局における毒物劇物の管理等に関する指導等の状況について監査調書の提出を求めました。

(2) 実地調査

平成22年度定期監査（21年度中に実施した期中監査）に合わせて34機関、監査対象機関から提出された監査調書を参考に15機関を選定し、計49機関を対象に実地調査しました。実地調査は、監査対象機関に赴き、調査項目に従って、毒物劇物の管理等の状況の確認を行うとともに、提出された監査調書を基に、関係書類との照合並びに関係者からの説明聴取を行い、実施しました。

実地調査は次に掲げる項目を調査項目として調査しました。

- ア 取り扱いに係る管理体制は適正か。
- イ 保管場所、専用保管庫等に係る取扱いは適正に行われているか。
- ウ 使用後の廃棄処理は適正に行われているか。

表1 実地調査実施部局別機関数

部 局	実施機関数
総 務 部	2
衛 生 部	3
環 境 部	2
商工労働部	2
農 政 部	7
教育委員会	26
警 察	6
企 業 局	1
計	49

5 監査の実施時期

平成21年11月から平成22年2月までの間に実施しました。

第2 毒物劇物の保管等の状況

県の機関での毒物劇物の保管等について、提出された監査調書を取りまとめた結果は次のとおりです。

1 毒物劇物を保管等している機関の状況

(1) 保管等している部局別機関数

県全体の441機関の41.2%にあたる182機関で、毒物劇物を保管等しています。本庁、現地機関の別でみると、警察の1機関を除いて現地機関での保管です。

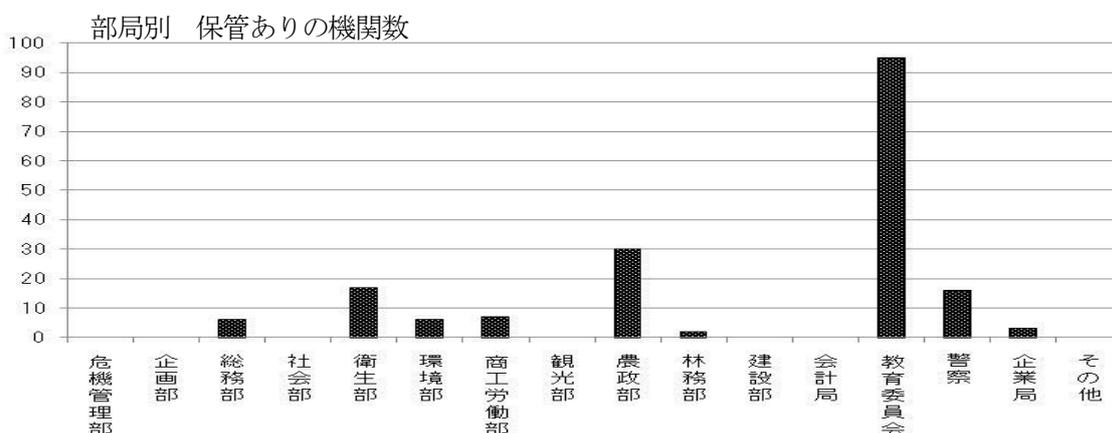
部局別にみると表2のとおりで、毒物劇物の保管等が多い部局は、教育委員会95機関、農政部30機関、衛生部17機関、警察16機関で、この4部局で全体の86.8%を占めています。

教育委員会の95機関の内訳は、高等学校86、特別支援学校7、その他2機関です。

表2 部局別の状況

部 局	機 関 数			保管等している機関数		
	本 庁	現地機関	計	本 庁	現地機関	計
危機管理部	2	2	4			
企画部	6	6	12			
総務部	11	23	34		6	6
社会部	6	12	18			
衛生部	5	25	30		17	17
環境部	6	12	18		6	6
商工労働部	5	30*	35		7	7
観光部	3	3	6			
農政部	5	50	55		30	30
林務部	3	12	15		2	2
建設部	9	26	35			
会計局	1	4	5			
教育委員会	8	117	125		95	95
警察	1	38	39	1	15	16
監査・人事・労働委員会	3		3			
議会	1		1			
企業局	1	5	6		3	3
計	76	365	441	1	181	182

* 北安曇地方事務所商工観光建築課は商工労働部の現地機関としました。



(2) 保管等している毒物劇物の状況

保管等している毒物劇物の品目数の状況は、表3のとおりです。保管品目数は、各機関の保管品目数を累計したものです。

毒物劇物の保管品目数は、保管等している機関が多い教育委員会及び農政部で多くなっています。保管が212品目ある機関がある一方、1品目のみ保管している機関が11あるなど、保管されている毒物劇物の品目数には大きな差が見られます。

毒物劇物の主な用途は、県立高校の化学の実験実習用に係わるものや試験研究機関の試験研究用に係わるものです。

表3 部局別保管品目数

部 局	保管等機関数	保 管 品 目 数			
		毒 物	劇 物	特定毒物	計
総 務 部	6	—	38	—	38
衛 生 部	17	66	389	—	455
環 境 部	6	45	220	6	271
商工労働部	7	32	204	—	236
農 政 部	30	101	917	—	1,018
林 務 部	2	3	40	—	43
教育委員会	95	384	4,242	1	4,627
警 察	16	12	120	2	134
企 業 局	3	18	71	—	89
計	182	661	6,241	9	6,911

表4 保管品目数別保管等機関数

保管品目数	1~5	6~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101以上	計
保管機関数	25	9	25	26	19	20	21	17	7	6	3	4	182

表5 保管している機関が多い毒物劇物

	品 目 名	保管機関数	品 目 名	保管機関数
毒 物	水 銀	96	黄 燐	46
劇 物	水酸化ナトリウム	162	水酸化カリウム	138
	塩化水素(塩酸)	151	硝 酸	130
	メタノール	146	ホルムアルデヒド	125
	硫 酸	142	アンモニア	124
	過酸化水素	142	ヨ ウ 素	123

(3) 長期間使用していない毒物劇物の状況

管理台帳等で5年間以上使用していない毒物劇物の状況は表6のとおりで130機関が保管していました。これは、台帳等のある163機関の79.8%、保管している182機関の71.4%を占めており、部局別で見ると教育委員会及び農政部の機関が多く、県全体の総保管品目数6,640の37.8%にあたる2,507品目が5年間以上使用されていない状況です。

また、使用していない毒物劇物の品目数を機関別に集計したものが、表7で、使用していない品目が5以下の機関が48機関ある一方で、61以上の機関が3機関ありました。

使用されていない品目の中には、現物を見せるための「見本物質」として保管しているとの事例もありましたが、不要な毒物劇物を保管している機関が相当数あり、保管期間についても長期化していることから、保管リスクを考慮して毒物劇物の適正な管理を行うには、使用見込みのない毒物劇物については計画的に廃棄する必要があると考えます。

表6 部局別の長期間使用していない毒物劇物数

部 局	保管機関数 A	保管品目数 B	5年間使用していない品目			割 合 (%)	
			機 関 数		当 該 品 目 数 D	C / A	D / B
			な し	あ り C			
総 務 部	6	38	5	1	1	16.7	2.6
衛 生 部	17	455	4	13	144	76.5	31.6
環 境 部	6	265	4	2	74	33.3	27.9
商工労働部	7	235	3	4	132	57.1	56.2
農 政 部	28	960	5	23	432	82.1	45.0
林 務 部	2	43	—	2	41	100.0	95.3
教育委員会	94	4,555	10	84	1,641	89.4	36.0
警 察	—	—	—	—	—	—	—
企 業 局	3	89	2	1	42	33.3	47.2
計	163*	6,640	33	130	2,507	79.8	37.8

* 受払簿の整備が3年前のため5年間使用していない品目が不明である農政部2機関、教育委員会1機関、受払簿が整備されていなかった警察16機関を含む19機関については集計から除外しました。

表7 長期間使用していない品目数別の保管機関数

保管品目数	1~5	6~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101以上	計
保管機関数	48	11	21	21	13	7	6	1	0	1	0	1	130

2 毒物劇物の管理体制

(1) 統括責任者の設置状況

取扱責任者以外に、統括責任者を設置しているのは、全体の85.2%にあたる155機関でした。

取扱責任者に保管場所や保管庫の鍵の管理、管理台帳等の管理、毒物劇物の在庫管理及び使用後の廃棄の管理等を任せきりにすることなく、総括責任者は定期的に確認することが必要と考えます。

表8 統括責任者の有無

保管機関数	い る	い な い
182	155 (85.2%)	27 (14.8%)

(2) 保管場所及び専用保管庫等の状況

毒物劇物の保管は、専用保管庫等により行われており、専用保管庫等が置かれている部屋(場所)、薬品庫等の保管場所の状況は表9のとおりです。

保管場所の「部屋」は、薬品庫として使用している部屋以外の屋内の部屋数を表し、主なものは、各種研究室、実験室、準備室及び検査室ですが、「その他」の中には廊下(通路)に設置された保管

庫で保管されている事例がありました。

保管場所388か所のうちの出入口に鍵がかかる措置は364か所（93.8%）でされていました。なお、部屋に施錠できない24か所も保管庫に施錠して保管しています。

表9 保管場所の状況

部 局	保 管 機関数	保 管 場 所				鍵の有無	
		部 屋	薬品庫	その他	計	あり	なし
総 務 部	6	11	1	—	12	11	1
衛 生 部	17	29	8	2	39	39	—
環 境 部	6	24	1	4	29	10	19
商工労働部	7	11	3	4	18	16	2
農 政 部	30	62	16	1	79	78	1
林 務 部	2	2	—	—	2	2	—
教育委員会	95	79	104	3	186	186	—
警 察	16	17	1	—	18	18	—
企 業 局	3	3	2	—	5	4	1
計	182	238	136	14	388	364	24

(3) 専用保管庫の有無

「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知。以下「薬務局長通知」という。）（P20 参考1）で、毒物劇物を保管する場所は盗難又は紛失を防ぐために、その他の物を保管する場所と明確に区分し、特に保管庫については毒物劇物専用のものとし、施錠設備等のある堅固な設備とするようにとされていますが、専用保管庫を有している機関は177機関で、5機関においては薬品庫の中で、その他の薬品を毒物劇物と同じ棚等で保管している状況が見受けられ、適切さを欠く事例と思われまます。

専用保管庫の主なものは、材質がスチール又はステンレス製の保管庫（ロッカー又はキャビネット）、戸棚、冷蔵庫等です。専用保管庫を有している177機関の334か所の保管場所に557の専用保管庫があり、うち551は鍵がかかる措置がされており、盗難を防ぐための措置は概ね適正です。

なお、薬品庫、倉庫を専用保管庫としている場合も含めています。

表10 専用保管庫の状況

部 局	保 管 機関数	専用保管庫の ある機関数	保 管 場 所	専用保 管庫数	鍵の有無	
					あり	なし
総 務 部	6	6	9	21	21	—
衛 生 部	17	17	34	48	48	—
環 境 部	6	5	23	51	51	—
商工労働部	7	7	16	26	26	—
農 政 部	30	30	69	104	104	—
林 務 部	2	2	2	2	2	—
教育委員会	95	91	158	278	274	4
警 察	16	16	16	17	15	2
企 業 局	3	3	7	10	10	—
計	182	177	334	557	551	6

(4) 保管場所、保管容器等への表示状況

法第12条第3項では、毒物劇物の保管場所等への表示事項について規定していますが、全保管場所に表示されているのは142機関となっています。一部表示及び未表示は40機関で、その理由として研究室、化学教室、実験室等に保管しており、表示することにより生徒の目につくため等、危険防止の観点から表示していないというものでした。

また、法第12条第1項では、保管容器に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示をすることを求めています。170機関ではすべて表示されていますが、一部未表示がある11機関は、使用していない期間が長く、ラベル表記が読めないもの、剥がれてしまったもの等です。未表示の1機関は1品目のみ保管していることから保管物質の把握ができるということで表示はしていません。

表11 「毒物」又は「劇物」の表示の状況

保管機関数	保管場所			保管容器		
	表示の有無			表示の有無		
	全部表示	一部表示	未表示	全部表示	一部表示	未表示
182	142 (78.0%)	31 (17.0%)	9 (5.0%)	170 (93.4%)	11 (6.0%)	1 (0.6%)

(5) 管理記録簿等の整備状況

薬務局長通知では、毒物劇物の保管管理の適正化を図るため、在庫量の定期的点検及び毒物劇物の種類等に応じた使用量の把握をすることとされ、管理記録簿等を作成して取り扱った毒物劇物の名称、数量を記録し、定期的に在庫量を管理することが必要です。

また、県立学校については、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」（平成12年1月11日付け文初高第501号文部省初等中等教育局長通知）で、定期的な在庫量と管理記録簿等の照合を行うよう依頼しています。また、県教育委員会保健厚生課では、平成20年1月に管理記録簿の様式について通知を出しています。

ほとんどの機関において、管理記録簿等により管理されていましたが、一部の機関において適切さを欠く事例が見られました。管理記録簿等を作成していない機関は、警察の機関が大部分でした。

また、試験研究機関では、使用頻度が高く、大量に使用する劇物については、容器単位での管理となっている事例もありました。

使用することには管理記録簿等に記録せず、在庫量の確認をしたときに記載して、使用量を把握している機関もありました。

表12 管理記録簿等の状況

保管機関数	管理記録簿等の有無	
	あり	なし
182	166 (91.2%)	16 (8.8%)

(6) 管理記録簿等と在庫量との照合状況

管理記録簿等の項目、棚卸、点検等の管理方法は機関により異なっており、特に管理記録簿等と現物の照合は、機関によって頻度が異なっていました。

照合（棚卸）を実施していないのは1機関のみで、残りの機関は定期的に実施されていました。照合の頻度は、年1回の機関が97機関と最も多く、次いで年2回の40機関となっています。

なお、組織の統廃合、組織の再編成により管理簿等の引き継ぎがされず、管理経過が不明の物質を保管している機関がありました。

表13 管理記録簿等と在庫量との照合状況

管理簿等のある機関数	記録簿等と在庫量との照合の有無		照 合 の 頻 度									
	あり	なし	週1回	月1回	年4回	年3回	年2回	年1回	隔年	使用の都度	その他	計
166	165	1	1	13	2	3	40	97	1	13	4	174*

* 照合の頻度の機関数は、機関の取り扱っている部署ごとに毒物劇物の照合する頻度が異なる場合は、監査調書に複数の記載があったのでこの回数を重複して集計しています。

(7) 専用保管庫等の転倒防止の状況

法第11条第2項では、専用保管庫等の転倒による毒物劇物の流出等防止について、必要な措置を講じるよう規定されていますが、保管庫全部が転倒防止器具等により天井、壁、床等に固定されている機関は77機関と全体の43.3%にとどまっております。転倒等防止措置は不十分な状況でした。

保管容器については、棚からの転落防止を図る枠の設置、間仕切り等の転倒防止のための措置が95機関で行われていましたが、容器同士の衝突防止の措置は、実地調査を実施してみると十分に行われていない状況です。

また、保管庫及び容器の両方の転倒防止措置を講じていない機関は29機関あり、182機関全体の15.9%となっています。

表14 転倒防止の状況

専用保管庫転倒防止の有無				保管容器転倒防止の有無				保管庫・容器転倒防止措置なし
あり	一部	なし	計	あり	一部	なし	計	
77 (43.3%)	24 (13.5%)	77 (43.3%)	178*	95 (52.2%)	52 (28.6%)	35 (19.2%)	182	29 (15.9%)

* 4機関は、薬品庫を保管場所としており、作りつけの棚になっていることから転倒防止の措置は取っていないため、除外しました。

(8) 危機管理マニュアル等の整備状況

劇物毒物販売等事業者は、自主的な規範として危害防止等規定を制定することとされており、業務上取扱者である県の機関についても、管理責任体制や事故発生時の対応を明確にした「毒物劇物危害防止規定」等を制定することが望ましく、制定していたのは84機関でした。

また、毒物劇物の販売業者は販売する際に、毒物劇物の取扱い及び保管上の注意、応急措置等の事項を記した化学物質安全性データシート (Material Safety Data Sheet 以下「MSDS」という。) 等により情報の提供が義務付けられており、MSDSを入手しておくことは事故の際の対応としては有効な対策です。このMSDSを入手し備え付けていたのは159機関でした。

表15 危害防止規定等の整備状況

保管機関数	危害防止規定等		MSDSの有無	
	あり	なし	あり	なし
182	84 (46.2%)	98 (53.8%)	159 (87.4%)	23 (12.6%)

(9) 事故時の管理体制

法16条の2第1項では、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれのある事故が発生した場合は、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならないとされています。また、盗難や紛失

の場合は直ちに警察署に届けなければならないとされています。

応急措置の規定が整備されているのは111機関（61.0%）でした。また、毒物劇物による事故が発生したときなど、管理体制としての緊急時連絡体系図については、毒物劇物危害防止規定、エコアクション21緊急事態対応計画書等により151機関は整備されていましたが、体系図がない機関が31機関ありました。

表16 応急規定の整備状況

保管機関数	応急措置の規定の有無	
	あり	なし
182	111 (61.0%)	71 (39.0%)

表17 緊急連絡体制の状況

保管機関数	緊急連絡体系図		体系図の掲示		体系図の掲示場所（複数の場所に掲示分含む）				
	あり	なし	あり	なし	事務室	準備・研究室	薬品庫	その他	計
182	151 (83.0%)	31 (17.0%)	135 (74.2%)	47 (25.8%)	62 (34.1%)	51 (28.0%)	22 (12.1%)	47 (25.8%)	182

(10) 毒物劇物に係る職員研修

保健衛生上の危害防止のため、①法に関すること、②事故等の応急措置に関すること、③毒物劇物の症状に関すること等に係る職員研修の実施については、78機関の実施にとどまっていました。

表18 研修の実施状況

保管機関数	実施	未実施
182	78 (42.9%)	104 (57.1%)

3 毒物劇物の購入の状況

毒物劇物の適正な保管管理を行うには、年間の使用見込み数量を念頭に、計画的に購入し、必要最小量を購入すべきです。平成19年度及び平成20年度分の購入状況をみると、購入した機関の半数が年1～2回の購入、又は年間購入金額が1万円未満でした。

表19 最近2か年の購入状況

購入年度	購入機関数	購入回数	購入総金額
平成19年度	114	758	10,082千円
平成20年度	111	772	11,778千円

表20 購入回数別機関数の状況

購入回数		1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～15	16～20	21～30	31～40	41～50	51～100	101回以上	計
機関数	平成19年度	55	22	11	8	1	6	6	2	0	1	0	2	114
	平成20年度	51	23	13	6	3	6	3	2	1	1	1	1	111

表21 購入金額別機関数の状況

年間購入金額	5千円未満	5千～1万未満	1万～2万未満	2万～5万未満	5万～10万未満	10万～20万未満	20万～50万未満	50万～100万未満	100万円以上	計	
機関数	平成19年度	41	18	17	16	5	6	7	2	2	114
	平成20年度	36	16	19	20	6	1	8	2	3	111

表22 購入金額が多い毒物劇物の状況

平成19年度			平成20年度		
品目名	購入機関数	購入額(千円)	品目名	購入機関数	購入額(千円)
水酸化ナトリウム	34	3,272	水酸化ナトリウム	25	3,672
アセトニトリル	7	1,004	ホルムアルデヒド*	12	680
ホルムアルデヒド*	10	794	アセトニトリル	4	584
シンナー	1	415	シンナー	1	400
トルエン	1	261	メタノール	30	308
メタノール	22	247	トルエン	1	254

* ホルムアルデヒド含有製品を含む

表23 購入機関が多い毒物劇物の状況

平成19年度			平成20年度		
品目名	購入機関数	購入額(千円)	品目名	購入機関数	購入額(千円)
水酸化ナトリウム	34	3,272	塩酸	39	127
塩酸	23	109	メタノール	30	308
メタノール	22	247	硫酸	26	136
過酸化水素水	15	112	水酸化ナトリウム	25	3,672
硫酸	15	88	過酸化水素水	13	732
硝酸銀	14	100	ホルムアルデヒド	12	680

4 毒物劇物の施設外への運搬状況

施設外への毒物劇物への運搬は26機関が行っています。農業改良普及センター、県立学校等の13機関が産業廃棄物として使用後の廃液等を産業廃棄物処理業者へ持ち込んでいます。

試験等の使用後の廃液等を運搬する場合は、法によれば、飛散し、漏れ、流れ出又はしみ出ることを防ぐ措置を講じる必要がありますので、運搬にあたっては留意が必要です。

なお、諏訪地区では、近接の高等学校の水銀を集約して廃棄処分するために、廃棄物処理契約を締結した高等学校に水銀を運搬し事務処理の一元化、経費の削減に努めた事例がありました。

表24 最近2か年の施設外への運搬の状況

保管機関数	運搬の有無			
	なし	あり	ありの理由	機関数
182	156 (85.7%)	26 (14.3%)	産業廃棄物処理業者へ持ち込み	13
			現場で使用するため	6
			他の県機関で使用するため	5
			その他	3
			計	27*

* 重複があるため計は一致しません。

5 毒物劇物の廃棄処理の状況

実験、検査等で発生した廃液等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないよう（人の健康被害又は生活環境動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのないよう）保管する必要があります。

また、実験、検査等で生じた毒物劇物の廃液を産業廃棄物として処理（収集・運搬又は処分）を他人に委託する場合には、委託先が当該産業廃棄物の処理を委託することができる者であるかどうかを許可証の写しなどで確認する必要があります。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、委託した産業廃棄物の処理が確実に行われたことを確認しなければなりません。

県の各機関では、中和や希釈等により自己処理する方法か産業廃棄物処理業者に処分を委託する方法などにより廃棄を行っています。その状況については次の表のとおりで、「処理事例なし」は現場で使用して廃液が出ないものです。酸、アルカリの毒物劇物については、自己処理の場合、中和、希釈して処理されています。

表25 毒物劇物（廃液）の廃棄処理状況

保管機関数	自己処理	業者委託	自己処理・業者委託	処理事例なし
182	7 (3.9%)	143 (78.6%)	19 (10.4%)	13 (7.1%)

表26 平成20年度の業務委託の状況

委託した機関数	総処理回数	委託料支出額
74	135	14,482千円

6 学校薬剤師の活用の状況

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条により大学を除くすべての学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で規定されているもの）には、学校医、学校歯科医とともに、学校薬剤師を必ず置くことになっています。

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第24条では、学校薬剤師の職務のひとつとして「学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。」とされています。

毒物劇物等の適正な管理に係る指導助言が実施されている事例は、保管等している86高等学校及び7特別支援学校の93保管機関のうちの3機関にとどまっています。

表27 学校薬剤師の指導助言状況

保管機関数	指導助言あり	指導助言なし
93	3 (3.2%)	90 (96.8%)

指導助言の事例：ア 緊急時の避難経路図を掲示すること。

イ 白地に赤色になっている一般試薬の容器ラベルは、黒色にすること。

7 保健所の立入検査の状況

法第22条第5項において準用する法第17条第2項の規定により、保健所は県の機関などの業務上取扱者に対して、保健衛生上必要があると認めるときは、立入検査をすることになっています。

保健所の立入検査は今までに30機関で実施され、うち20機関については平成21年度に実施されました。

20機関のうち、4機関（県立病院）は医療法（昭和23年法律第205号）に併せて実施されました。6保健所が立入検査を実施しており、うち上田、北信の各保健所は管内のそれぞれ6機関に対して立入検査を実施しました。

表28 保健所の立入検査の状況

保管機関数	立入あり	立入なし
182	30 (16.5%)	152 (83.5%)

- 指導等の事例：① 毒物劇物とその他の物を区別して保管すること。
 ② 容器ラベルは赤色により表示すること。
 ③ 貯蔵、陳列場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」と表示すること。
 ④ 事故時の連絡先、連絡方法を明確にすること。
 ⑤ 危害防止規定の作成と事故防止に努めること。
 ⑥ 緊急連絡系統図に保健所を記載すること。
 ⑦ 試薬として作成した物にも「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」と表示すること。
 ⑧ 薬品瓶で破損しているふたがあるので交換すること。
 ⑨ 保管状況が把握できるように受払簿を整備すること。
 ⑩ 保管庫を整備すること。
 ⑪ 保管状況の確認は複数人で行うこと。
 ⑫ 家庭用冷蔵庫で保管しているが、施錠できるようにすること。

8 毒物劇物の適正な管理に係る関係機関の指導状況

(1) 総務部税務課

平成6年4月1日付け 6税第10号 総務部長通達「軽油引取税調査要領」

(2) 衛生部薬事管理課

ア 平成20年2月26日付け 県教育長、保健所長あて

「学校教育機関における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について（依頼）」

イ 平成20年12月15日付け 取扱のある現地機関の主管課、衛生部の現地機関あて

「毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について（通知）」

(3) 環境部水大気環境課

ア 平成20年11月4日「保健所検査業務打合せ会議」で適正な保管、処分計画について周知

イ 平成21年2月10日「水質測定計画打合せ会議」で適正な保管、処分計画について周知

(4) 商工労働部ものづくり振興課

平成20年12月16日付け 工業技術総合センター所長あて

「毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について（通知）」

（平成20年12月15日付け薬事管理課長からの通知を受けて）

(5) 農政部農業技術課

ア 年度当初の担当者会議で保管の徹底を周知

イ 平成21年10月 「土壌診断用不用薬品」の保管状況調査

ウ 平成21年11月10日 新潟県で劇物の紛失を受けて、管理の徹底を依頼

- (6) 農政部園芸畜産課
年度当初の担当者会議で保管の徹底を周知
- (7) 林務部信州の木振興課
ア 平成20年7月 現地機関の現地調査
イ 平成21年7月 前年度の指導事項の状況の確認（現地調査実施）
- (8) 企業局事業課
水道技術管理者による取扱状況の確認調査を毎月現地機関に対して実施
- (9) 教育委員会事務局保健厚生課
ア 平成11年4月6日付け 教育事務所長、総合教育センター所長、県立高等学校長、県立盲・ろう・養護学校長、市町村（学校組合）教育委員会あて
「学校における薬品類の保管管理について（通知）」
イ 平成20年1月28日付け 高等学校長、特別支援学校長あて
「学校における薬品類の保管・管理にともなう受払簿の整理について（通知）」
保健厚生課長・教学指導課長連名で
ウ 平成20年4月9日付け 教育事務所長、（社）長野県薬剤師会、県立学校長、市町村（学校組合）教育委員会学校保健主管課長あて
「学校における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底及び保健所による指導について（通知）」
エ 平成20年6月11日付け 教育事務所長、県立学校長、市町村（学校組合）教育委員会学校保健主管課長あて
「平成20年度農薬危害防止運動の実施について（依頼）」
オ 平成21年6月17日付け 教育委員会内各課長、教育事務所長、県立学校長、市町村（学校組合）教育委員会学校保健主管課長あて
「薬品類の適正な取扱いの徹底について（依頼）」

第3 実地調査結果

次の調査項目により、3の49機関を対象に実施した実地調査の結果は次のとおりです。

1 調査項目

調 査 項 目	
(1)	保管設備の施錠状況
(2)	保管設備の堅固性
(3)	保管設備・保管庫への「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」表示状況
(4)	保管庫の転倒防止措置の状況
(5)	保管容器の転倒防止等の措置状況
(6)	毒物劇物専用保管庫での保管状況
(7)	保管場所以外での毒物劇物保管状況
(8)	飲食物容器の保管容器としての利用状況
(9)	保管容器への「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」表示の状況
(10)	保管容器のラベル表記の状況
(11)	使用済み容器の廃棄処理状況
(12)	薬品管理台帳等の記入状況
(13)	薬品管理台帳等と在庫の照合状況
(14)	薬品管理台帳等の記録内容の正確性
(15)	1回の使用量の払い出し状況
(16)	廃棄物処理の状況
(17)	緊急連絡体系図の掲示の確認
(18)	長期間使用していない理由

2 調査結果

(1) 保管場所の施錠状況

保管場所は施錠できる設備で、常に施錠しなければならないとされていますが、すべての機関で適正に行われていました。

2機関（試験研究機関）では、廊下（通路）に施錠できる保管庫を設置していました。

(2) 保管設備の堅固性

盗難や紛失を防ぐための堅固な施設としなければならないとされていますが、すべての機関で薬品庫、ロッカー、キャビネット等で保管されていました。

(3) 保管場所及び保管庫における「医薬用外毒物」等の表示の状況

毒物劇物の保管場所には「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示が義務付けられていますが、9機関（22.5%）で保管場所が、玄関近く、屋外の単独の建物等であるから「人目に付く」、「興味を引かせない」等の理由で表示していませんでした。

(4) 保管庫の転倒防止の状況

ロッカー等を保管庫としている場合で地震等による転倒防止措置が保管庫全部に講じられていたのは、29機関（59.2%）でした。保管庫として冷蔵庫を使用している場合は、転倒防止措置が講じられていない事例が多く見られました。

(5) 保管容器の転倒接触防止の状況

保管容器が接触しないように間仕切り等の措置については、26機関（53.1%）が講じていました。接触防止措置として、仕切り付きトレー及び購入時のダンボールを使用して保管、砂の中に離して保管、ネットを保管容器に被せて保管などしていました。

(6) 毒物劇物の専用保管庫内の状況

毒物劇物の保管は、それ以外の物と区別して、専用保管庫で行う必要があるにもかかわらず、13機関（26.5%）で、その他の薬品と一緒に保管されていました。薬品庫で保管している機関で、毒物劇物とそれ以外の物を区分しトレーで保管していましたが、専用保管庫で保管していない事例がありました。

また、冷蔵庫で保管している毒物劇物が少量であり、スペースに余裕があることから、トレーで区分け、あるいは棚を別にするなどした上で、温度管理が必要なその他の物と一緒に冷蔵庫で保管している事例もありました。

(7) 専用保管庫以外での保管状況

専用保管庫以外の保管場所で、5機関（10.2%）が毒物劇物とその他の物を一緒に保管していました。

(8) 飲食物容器の使用状況

法第11条第4項の規定により、飲食物容器として通常使用される物を使用してはならないとされていますが、すべての機関で使用していませんでした。

(9) 保管容器への「医薬用外毒物」等の表示の状況

保管容器に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示が義務づけられていますが、小分けした容器に表示していなかった1機関以外の48機関では、表示されていました。

(10) 保管容器のラベル表記の状況

内容物の液だれ等により、貼付したラベルの表記が読みにくい容器がある1機関以外の48機関では、適正に保管されていました。

(11) 使用済み容器の処理状況

すべての機関で、使用した容器は、産業廃棄物として処理、納入業者に引き取ってもらう、洗浄して廃プラスチックとして処理、廃液の保管容器として利用するなど適切に処理されていました。

(12) 薬品管理台帳等の記入状況

管理台帳等のない5機関を除いた44機関で管理台帳等は作成されていました。管理台帳等の項目及び管理方法は、各機関において、使用頻度、又は使用量によりそれぞれ異なっていました。

劇物については、使用頻度が高く一度に使用する量が多いことから払出量及び在庫量を保管容器の本数単位で記録している事例、使用時ごとに台帳で管理せず在庫量を確認したときに使用量を管理している事例等がありました。

管理台帳のない5機関は、使用後に管理責任者に使用量の報告を行い使用量の確認を受けるとともに、定期的に在庫確認していました。

(13) 台帳等と在庫の照合状況

管理台帳等のない5機関を除いた44機関のうち、1機関では台帳等と在庫を照合していませんでした。

た。残りの43機関は、頻度は異なるものの、管理記録簿等と現物の照合を実施していました。

実施していなかった1機関では、本年度、新たに薬品庫、保管庫の整備を行い、今後は照合を行うことにしています。

照合の結果について、台帳等に記載できる様式となっている機関がある一方、照合の結果が確認できない機関がありましたので、照合の記録を台帳等に記載するようにしてください。

(14) 管理台帳等の定期チェックの状況

管理台帳等のない5機関を除いた44機関の管理台帳等の記録内容について抽出して確認しましたが、在庫量を確認時に記載としている1機関を除き、適正に記載されていました。

(15) 使用時の払い出し量の状況

管理台帳等のない5機関を除いた44機関では、1回の使用に必要な量を払出していました。

(16) 廃棄物処理関係の状況

平成20年度に処理実績のあった24機関について、契約書の作成、許可証の写し等業者からの提出書類、マニフェスト等の関係書類について確認したところ、すべての機関で適正に行われていました。理科の実験で使われた酸及びアルカリについては、中和用の機械で処理している学校がありました。また、使用していない薬品について平成21年度中に8機関が処分中を含めて、廃棄を進めています。

(17) 緊急連絡体系図の掲示状況

監査調書に掲示場所が記載されていた40機関については、調書の掲示場所に掲示されていました。

(18) 長期間使用していない理由

長期間使用していない理由については、以下の理由がありました。

- ア 検査項目の変更、検査自体を実施しなくなった。
- イ 検査機械の入れ替えに伴う試薬、溶媒の変更。
- ウ 職員の削減による検査件数・分析件数の減少。
- エ 教諭の異動により使用しなくなった。
- オ 授業で行う実験回数の減少。
- カ 生徒に見本品として見せるため。
- キ 検査対象物の基準物質として保管。
- ク 現在使用していないが、将来使用するかもしれない。

長期間使用していない物質については、廃棄するのが望ましいが、「引き取ってくれる機関がない。」「廃棄したいが、予算上の関係で廃棄できない。」等の理由から、長期間保管されている状況でした。

3 調査対象機関

部 局	機関数	実 地 調 査 対 象 機 関 名	
総 務 部	2	長野地方事務所税務課	短期大学
衛 生 部	3	長野保健福祉事務所 須坂病院	上田食肉衛生検査所
環 境 部	2	上小地方事務所環境課	環境保全研究所
商工労働部	2	工業技術総合センター（材料技術部門、食品技術部門）	
農 政 部	7	佐久家畜保健衛生所 上小農業改良普及センター 農業試験場 農業大学校（松代）	長野家畜保健衛生所 長野農業改良普及センター 野菜花き試験場北信支場
教育委員会	26	中野西高等学校 須坂園芸高等学校 長野工業高等学校 屋代高等学校 小諸商業高等学校 岩村田高等学校 諏訪実業高等学校 下諏訪向陽高等学校 飯田高等学校 飯田長姫高等学校 松本深志高等学校 穂高商業高等学校 若槻養護学校	須坂商業高等学校 長野西高等学校 松代高等学校 望月高等学校 小諸高等学校 野沢北高等学校 諏訪二葉高等学校 松川高等学校 飯田風越高等学校 下伊那農業高等学校 南安曇農業高等学校 白馬高等学校 松本盲学校
警 察	6	鑑 識 課 長野南警察署 松本警察署	科学捜査研究所 上田警察署 大町警察署
企 業 局	1	上田水道管理事務所	
計	49		

第4 総括意見

毒物劇物はその取扱いによっては、保健衛生上、不特定又は多数の者の生命や健康を脅かすような大きな危害や、動植物の生息・生育に影響を及ぼす危険性があることから、その保管管理は厳格、適正に行う必要があります。

毒物劇物を保管等している一部の機関では関係法令等の趣旨が十分に理解されておらず、保管場所に「医薬用外毒物」等の表示がされていなかったり、毒物劇物とその他の薬品と一緒に専用保管庫に保管されていたり、長期にわたって使用されていない毒物劇物が多数保管されている等、適切さを欠く状況が見られますので、事故等の未然防止の観点から、適正な保管管理により一層の取組を行うとともに、管理体制の強化をしてください。

1 保管場所、専用保管庫について

毒物劇物の盗難・紛失を防止するために、その保管場所及び専用保管庫については、鍵をかける設備等のある堅固な施設としなければならないとされており、保管場所や専用保管庫の施錠は適正に行われていました。

しかし、毒物劇物を保管する場合、毒物劇物以外の物と明確に区分された専用のものとする事とされていますので、混在して保管している機関では区分して専用保管庫等で保管してください。

2 毒物劇物の事故防止等の対策について

地震等により毒物劇物を保管する保管庫又は容器が転倒し、飛散、流出等をした場合は、近隣住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、専用保管庫を床、壁等に固定することや、保管庫の棚から容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の転倒防止措置を状況に応じて講じてください。

また、ガラス製の保管容器どうしが衝突しないように仕切りを設けるとともに、保管容器が倒れて内容物が流失した場合に備えてトレー等で保管するようにしてください。

3 在庫量の把握・確認の徹底について

実地調査した管理台帳等がある44機関のうち1機関では台帳等と在庫量を照合していませんでした。盗難・紛失の防止を図り、緊急時に的確な対応をするには、在庫量の把握・確認は最低限行っておくべきものと考えますので、管理記録簿は購入時及び使用の都度、入出量及び在庫量を記録するとともに、定期的に管理記録簿の在庫量と保管されている在庫量の照合を行ってください。そして、照合した結果については管理記録簿に記載して経過が分かるようにしてください。

また、総括責任者は、定期的に管理記録簿の記録状況及び保管状況を確認してください。

4 不要な毒物劇物の廃棄処分等について

毒物劇物という性格上、飛散、盗難等の事故防止のために、使用見込みのないものについては廃棄処分を進めてください。

また、毒物劇物以外の試薬等についても、今後使用する見込みのないものを保管している事例がありますので、併せて廃棄処分をしてください。

なお、諏訪地区の高等学校では、水銀を1機関に集約し、廃棄処分している事例があり、このように不要な毒物劇物を1機関に集約し、一括廃棄処分すれば経費の節減も期待できることから、併せて検討してください。

また、実地調査で、放射性物質で劇物の硝酸ウラニル等（人体への影響は低レベル）を廃棄物として処理できず保管している機関が、4機関（2試験研究機関、2県立学校）あることが判明しました。年2回文部科学省に保管の状況を報告する義務があることから、県として事務の軽減を図るために1機関に集約し保管することを検討してください。

5 毒物劇物危害防止規定について

県の機関が、毒物劇物の業務上取扱者として事故を未然に防ぎ、万一、事故が発生した場合に的確な対応を行うためには、管理体制や事故対応策を予め整備し、職員に周知徹底しておくことが効果的です。毒物劇物の管理責任体制、取り扱う毒物劇物の種類、量及び取扱方法の定め、並びに事故発生時等の緊急連絡体制及び被害の拡大を防ぐための応急措置の定めを主な内容とする「毒物劇物危害防止規定」の制定が有効であると考えますので、規定を制定していない98機関（58.3%）においては整備してください。

なお、既に制定している機関においても、その内容の確認・見直しを行い、適切な毒物劇物危害防止規定となるように整備してください。

6 毒物劇物の適正な管理に係る指導について

毒物劇物の保管管理は、関係法令等の規定に従い適正に行う必要があります。主管課による指導は文書によるものが主で、研修等の実務的指導が行われていないことなどから、各機関において関係法令等の理解不足の状況が見られますので、主管課による研修会等の開催により、各機関への関係法令等の周知徹底を図ってください。

7 県立学校における学校薬剤師の活用について

県立学校に学校薬剤師が置かれており、その職務のひとつとして、学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行うこととされています。学校薬剤師から、毒物劇物の管理に対して必要な指導又は助言を受けた学校は93校中3校（3.2%）にとどまっていました。このようなことから、教育委員会においては、学校に対し学校薬剤師による職務について周知するとともに、学校薬剤師を活用するよう指導してください。

参 考 1

○ 毒物及び劇物の保管管理について

(昭和52年3月26日薬発第313号)

(各都府県知事あて厚生省薬務局長通知)

毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

- 1 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第11条第1項に定める措置として次の措置が講じられること。
 - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和50年7月31日薬発第668号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。

- 3 法第22条第5項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

○ 毒物及び劇物取締法について

法は、化学物質のうち、毒性等に基づいて、保健衛生上の危害の防止が必要なものについて、毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的とした法律です。法により、規制を受ける主な対象品目及び管理に係る主な規定は次のとおりです。

1 対象物

対象物は、毒性等に基づいて、毒性の強いものを毒物に、これに準じて規制する必要があるものが劇物に、毒物のうち特に激しい毒性を有するものを特定毒物に指定しています。

平成21年4月現在の毒物劇物の対象品目数は、次のとおりです。

種 類	品 目 数		主 な 品 目 名
	法別表	指定令	
毒 物	27	82	黄リン、シアン化ナトリウム、水銀、ニコチン、砒素 等
劇 物	93	277	アンモニア、塩化水素（塩酸）、カリウム、クレゾール、硝酸、ホルムアルデヒド、硫酸、塩素、トルエン 等
特定毒物	9	10	オクタメチルピロホスホルアミド 等

注) (1) 品目数の中には、無機亜鉛塩類及び有機シアン化合物のように塩類や化合物で指定されているものもあり、実際の物質は数万種類に及びます。

(2) 例外的に毒性等の基準によらず、事件等により社会的影響が大きいものとして指定されている品目があります。

2 「業務上取扱者」としての毒物劇物の管理等について

法において、毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、毒物劇物の製造業者、販売業者等の毒物劇物営業業者又は特定毒物を扱う特定毒物研究者（以下「毒劇物営業業者等」という。）以外の者は、業務上取扱者として取り扱われます。

業務上取扱者は、シアン化ナトリウム等の特定の毒物劇物を取り扱う電気メッキ業、金属処理業、運送業、シロアリ防除業等の都道府県知事に届出の必要な業種と、工場で毒物劇物を使用して製品を作る事業者等、農薬を利用し病害虫の駆除にあたる農業者等の都道府県知事に届出を必要としない業種の2種類があります。

試薬などを使用する研究所、学校等の県の機関は業務上取扱者のうちの届出を必要としない業種（法第22条第1項に該当しない業種）に該当します。

毒劇物営業業者等は毒物劇物の保管等にあたり、法の規定に基づき様々な規制を受けますが、業務上取扱者も毒劇物営業業者等に適用される規制の一部が準用されます。（法第22条第5項）

届出を必要としない業務上取扱者である県の機関に準用される法の規定及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和39年政令第261号）の規定の内容は次のとおりです。

項 目	内 容	関 係 条 文
取 扱 い	盗難、紛失を防ぐのに必要な処置を講じなければならない。	法第11条第1項
	施設外に飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	法第11条第2項
	施設外において運搬する場合、飛散し、漏れ、流れ出、しみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	法第11条第3項
	保管容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	法第11条第4項

事故 の際の 措置	毒物又は劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれのある時は、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届けるとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。	法第16条の2 第1項
	毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察に届け出なければならない。	法第16条の2 第2項
表示	毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物について赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。	法第12条第1項
	毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物について「毒物」の文字、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	法第12条第3項
廃棄	毒物又は劇物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。	法第15条の2
	中和、加水分解、酸化、還元、希釈、その他の方法により毒物又は劇物に該当しなくなるようにすること。	毒物及び劇物取締法施行令 第40条
	ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、少量ずつ放出又は揮発させること。	
	可燃性の毒物又は劇物は、少量ずつ燃焼させること。	